



## 4月施行の働き方改革関連法による 「就業規則・諸規程改定のポイント」

厚木法人会源泉部会では、労務関係の諸事項等について研修会を開催いたします。社内の皆様お誘いあわせのうえご出席ください。

平成30年6月に働き方改革関連法が成立し、来年4月より順次施行されます。前回の研修では法改正内容をご説明いたしました。今回は当改正に伴う「就業規則」や諸規程について、4月までに改定すべき内容を具体的に例示、解説いたします。

### 年次有給休暇の確実な付与

年次有給休暇の基礎知識（付与日数、時季変更権、繰越等）

計画的付与制度とは？（制度内容、規定例、労使協定の締結等）

### 時間外上限規制および労働時間の把握に伴う改定

その他、今後予定されている法改正情報についてもご案内いたします。

開催日時 平成31年2月20日（水） 午後3時～午後5時

会場 厚木アーバンホテル本館2階 厚木市中町3-14-14 電話222-3344

講師 みたけ社会保険労務士事務所 三嶽 忍 氏

定員 50名

参加費 無料

申込方法 下記申込書に必要事項をご記入のうえ、厚木法人会源泉部会まで郵送もしくはFAXでお送りください。

申込締切 2月18日（月）但し、定員に達し次第締め切ります。

### 《お申込み・お問い合わせ》

〒243-0017 厚木市栄町1-16-15 公益社団法人 厚木法人会 源泉部会

電話 046-221-1055 FAX 046-222-3808



## 「就業規則・諸規程改定のポイント」 参加申込書

会社名 \_\_\_\_\_

電話番号( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

参加者名 \_\_\_\_\_

fax番号( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

参加者名 \_\_\_\_\_

参加者名 \_\_\_\_\_

【個人情報の取扱いについて】当会は、この参加申込書に係る個人情報を、この研修会の名簿作成などのために利用し、それ以外の目的で利用することは、一切ございません。

厚木法人会 一声運動

消費税期限内納付

納税準備預金などで計画的な納税資金の準備を